議案第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月3日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)が施行されることに伴い、人事院による子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置との権衡を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるため、条例の一部を改正するものである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年富津市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とし、第18条の2第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

- 第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年富津市条例第2号)第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。) に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の 心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の 日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立 の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための 措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家

庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の 取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。